

民生児童委員だより

2015年1月10日

あけましておめでとうございます。
今年もよろしく申し上げます。



昨年の11月に、ひとり暮らしの方のお宅を訪問したときに、「タクシー券はもらえるのか？」という質問がありましたので、今回は、駒ヶ根市の「福祉サービス券」について調べてみました。

割引タクシー券

- ・対象者は、65歳以上で、自動車による交通手段（免許証を持っていない）のない方です。
- ・500円につき、1枚のみ使えます。300～350円引きです。

福祉タクシー券

- ・申請書を、市（保健福祉課・支所）に提出してください。
- ・地区に割り当てられた、最大交付枚数が決まっています。
- ・交付は年に1度、それ以降は月割りです。

- ・対象者は、
 - ・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級の方。
 - ・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が3級の方で、自身または家族による交通手段がない方。
 - ・特定疾患受給者証もしくは精神障害者福祉手帳の交付を受けた方で、自身または家族による交通手段がない方。
 - ・療育手帳の交付を受けた方。
 - ・介護保険の要支援または要介護認定を受けている方で、自身による交通手段がない方。

上記以外の自動車による交通手段のない65歳以上の高齢者で、前年度市民税非課税世帯の方。

※ このほかに「特殊寝台福祉タクシー券」があります。

詳しいことは、駒ヶ根市役所・保健福祉課（83-2111）にお問い合わせください。

おむつ券とか介護用品券については、次号でお知らせします。

文化祭講演会

2014年11月1日

今年の文化祭講演会は、竜東メンタルクリニックの下島院長さんを講師に迎え、「**認知症の予防**

について」という演題で講演をしていただきました。ときには寸劇も交えたわかりやすい内容で、日常どんなことに留意をして生活を送ればいいのかということをも、よく理解することができました。

市の保健福祉課の保健師さんのご指導も含めて、たいへん好評だった今年の講演会、来年も新しい企画で開催しますので、ぜひご参加ください。



東伊那・塩田地区 児童民生委員

森田 勝（090-3403-0289）